

寄稿

## 民間被害者支援団体と被害者支援条例

全国被害者支援ネットワーク顧問

京都大学大学院総合生存学館特任教授 ● 安田 貴彦

元号が改まり令和元年となって早々、堀河昌子大阪被害者支援アドボカシーセンター元代表理事が春の叙勲において旭日双光章を受章されるという大変嬉しいニュースが届きました。民間被害者支援団体(以下「民間団体」といいます。)関係者としては、昨秋の山上皓先生(瑞宝中綬章)以降4人目となります。こうして長年被害者支援に尽力されてきた方々が次々と受章の栄に浴されていることは、国が民間団体の存在と活動を高く評価していることの表れであり、民間団体に関わるすべての人々に大きな励ましを与えてくれるものといえましょう。

とはいえ、民間団体を取り巻く状況は安泰とはいえません。国民一般の民間団体についての認知度は未だ十分とは申せませんし、活動の基盤となる人的・財政的資源も、多様で中長期にわたる被害者のニーズに応じていくためにはとても足りないというのが実情です。ただ、社会的意義の高い活動にも関わらず様々な課題を抱えているということは、逆に申し上げれば、被害者支援にはまだまだ大きな伸びしろがある、ということでもあります。

こうした状況を改善するための一つの有効な方策として、犯罪被害者支援条例(以下「条例」といいます。)の制定があります。そして、その条例の内容として、自治体が民間団体に対して必要な支援を提供する旨が規定されるとともに、民間団体を含む関係機関・団体等の連携の枠組み(被害者支援連絡協議会等)についての規定が整備されることが期待されます。平成31年4月現在、都道府県では33道府県(全体の70.2%)、政令指定都市では11市(同55.0%)、市区町村では501市区町村(同29.1%)で被害者支援に関する何らかの条例が制定されていますが、地域格差も大きく、内容的にも発展途上です。

民間団体として、条例の制定や改正に向けて、各地で主体的に行動を起こしていく必要があります。民間団体には民間でしかなし得ない、また、民間だからこそ効果的に行い得る支援活動があります。民間団体は、多機関連携の繋ぎ役であるとともに、関係機関等による支援の隙間を埋める存在でもあります(民間団体の意義に

ついては、ネットワーク20周年記念誌の拙稿をご参照いただければ幸いです。)。地域住民の立場から被害者に寄り添ってきた民間団体の訴えは、世論を動かす大きな力となります。行政(とりわけ自治体のトップである知事、市長等)、警察(条例制定のための重要なパートナーであり緊密な連携が必要です。)、各級議員、マスコミ等に直接働きかけるほか、被害者支援フォーラムやウェブサイト、SNSなどあらゆる場面を活用して、条例の必要性、そして、民間団体と多機関連携の枠組みを条例に規定することの意義を具体的に分かりやすくご説明することが重要です。その際、条例の制定や民間団体への支援は、民間団体自体や、ましてやその役職員の利益のために求めているものではなく、民間団体の体制強化が更に多くの被害者に対するきめ細やかで息の長い支援の提供に直結するものであることを、正しくご理解いただけるように配慮することも大切でしょう。

民間団体は、地域社会が被害者に対して示す連帯共助の精神を体現する存在です。各地域における条例の制定、そして条例に民間団体及び多機関連携について規定することは、被害者と連帯し被害者を共に支えていくという地域社会全体の決意表明にほかなりません。

こうした条例が整備されれば、前述の民間団体の抱える課題の解決に資するだけでなく、関係機関・団体等の被害者支援の取組が促進され、多機関連携の活性化が図られることとなります。その結果、被害者が安心して相談でき、被害者の負担を最小限にしながら必要な支援が円滑かつ効果的に提供できるようになることでしょう。民間団体には、そうした多機関連携の環の中核として、結節点の役割を果たしていくことが求められます。

振り返れば、平成の時代は、まさにゼロから被害者支援の土台が築かれた時代でありました。令和の時代は、私たちが目指す「いつでもどこでも必要な支援を受けられる」体制を名実ともに確立した時代であった、といえるよう共に歩みを進めて参りましょう。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク